

一消費者トラブル情報一

<あいちクリオ通信 平成28年10月号 (No. 340) >

20代の若者によるサイドビジネス(副業)に関する相談が増加！ ～「アフィリエイトで簡単に儲かる」「転売ビジネスで楽に稼げる」等 インターネットを利用した手軽なサイドビジネスに関する相談が多数～

「SNSで簡単に儲かるからと勧誘され、アフィリエイト事業に登録して入会金を払ったが、説明と違い儲からないので解約したい。」「転売ビジネスの差益で簡単に儲かるからと誘われ、転売用ツールの電子データを購入した。不審な点があるので解約したい。」「SNSに書き込むだけで誰でも稼げるとメールが届き、高額な商材を購入した。全く儲からないので返金してほしい。」等、インターネットを利用したサイドビジネスのトラブルに関して、特に20代の若者からの相談が増加しています。

また、最近のアフィリエイトに関するトラブルは、SNSによるマルチ取引的な勧誘が増加していることが特徴です。

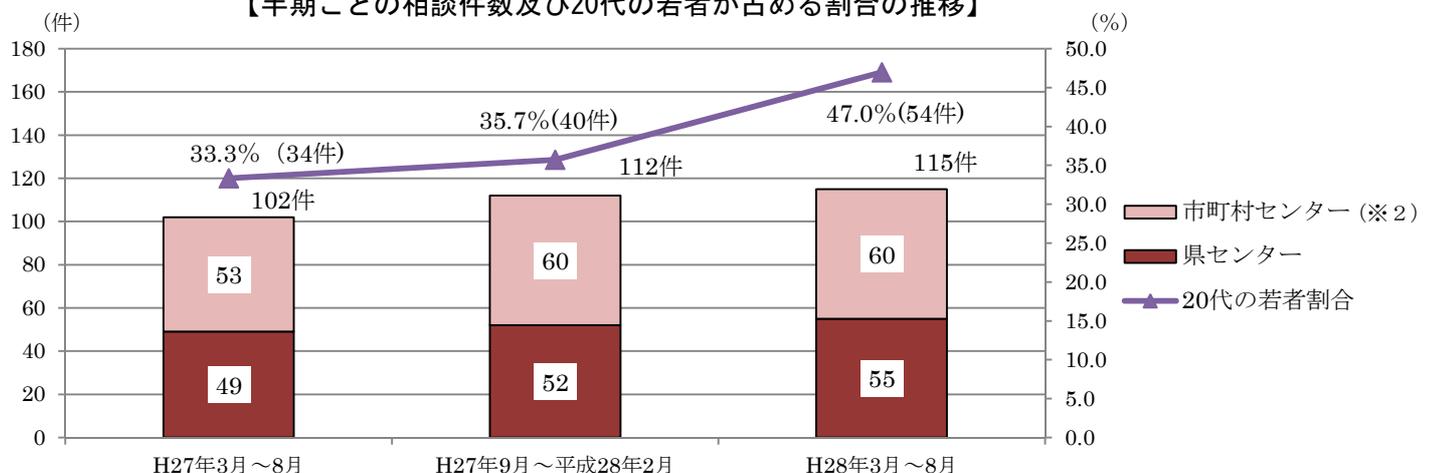
トラブルに遭ったり、不審に感じたりした場合は、早めに消費生活相談窓口へ相談しましょう。

【アフィリエイトとは、インターネットを利用した広告の一種で、自分のウェブサイト上に提携業者の商品広告を掲載し、サイト閲覧者がその広告を見て商品を購入すると報酬が得られる仕組みをいいます。】

○相談件数(※1)の推移

平成28年3月から8月までの半年間に寄せられたサイドビジネスに関する相談件数は115件で、前年同期(102件)と比べて12.7%(13件)増加しました。20代の若者が占める割合は13.7ポイント増加し、47.0%を占めています。

【半期ごとの相談件数及び20代の若者が占める割合の推移】



※1 平成28年10月4日時点のPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)登録件数

※2 平成28年度市町村消費生活センター

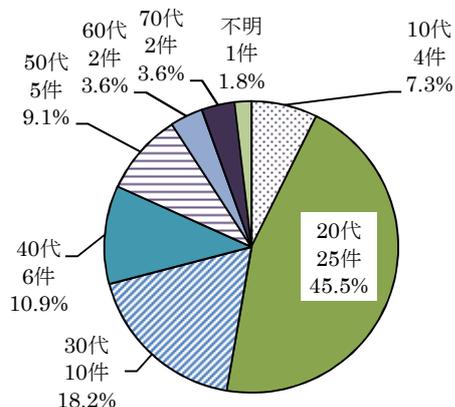
(名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、小牧市、尾張旭市、東三河広域連合の豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市及び知多半田地域の半田市 全17センター。平成28年4月1日設置済みセンターのデータを集計。)

サイドビジネスのトラブルに関する相談（愛知県）概要

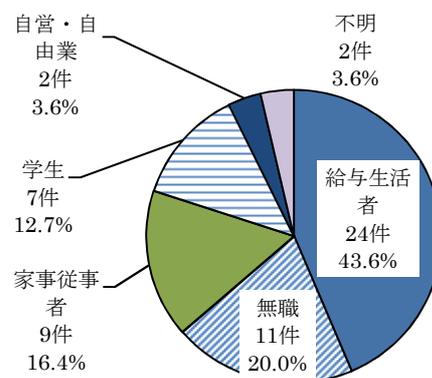
＜愛知県におけるデータ及び最近の事例から＞

- ☆ 平成28年3月から平成28年8月の半年間に愛知県に寄せられた、サイドビジネスに関する相談は55件で、前年同期の49件に対して12.2%（6件）増加しています。（P.1参照）
- ☆ 契約当事者の年代別では、20代が25件（45.5%）で最も多く、次いで30代が10件（18.2%）となっています。
- ☆ 販売購入形態別では、通信販売が18件（32.7%）で、次いでマルチ取引が15件（27.3%）、訪問販売が10件（18.2%）となっています。
- ☆ 商品・役務の内容で分類すると、アフィリエイト（P.1参照）、ウェブサイトでの転売、SNSへの勧誘書き込みやブログでのノウハウ販売等、インターネットを利用した副業が35件（63.6%）を占めている他、荷受代行・荷物転送が5件（9.1%）となっています。

◆契約当事者年代別

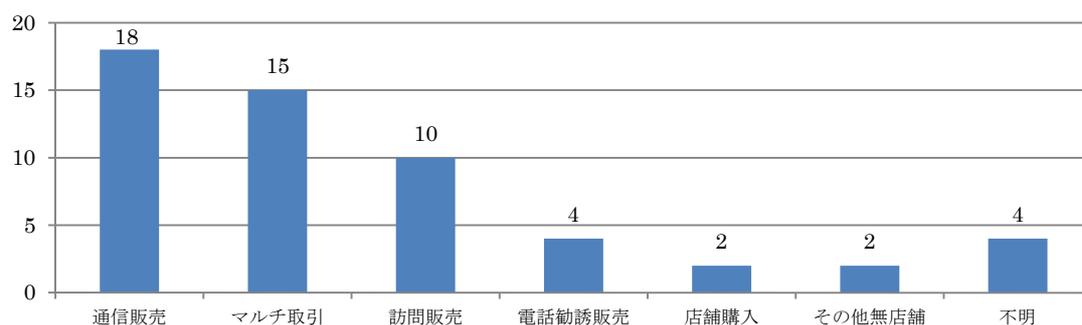


◆契約当事者職業別



◆販売購入形態別

（単位：件）



◆契約当事者の性別件数

男性：25件（45.5%）
女性：29件（52.7%）
不明：1件（1.8%）

◆契約購入金額

平均額：32万8千円

◆既支払額

平均額：17万円

◆商品・役務の内容分類

商品・役務の内容分類	主な内訳	件数(件)	割合(%)
インターネットを利用した副業	アフィリエイト	15	27.3
	転売	7	12.7
	SNSへの勧誘書き込み	6	10.9
	ノウハウ販売	3	5.4
	その他のインターネット関係	4	7.3
荷受代行・荷物転送		5	9.1
在宅ワーク(パソコン内職等)		4	7.3
その他(民泊ビジネス、ツーショットダイヤルのサクラ等各種)		11	20.0
合計		55	100.0



相談事例

転売ビジネスのツールを購入する契約をした。クーリング・オフ希望。(20代 男性)

知人から「儲かる話がある」と誘われホテルで会ったところ、「ショッピングサイトで商品を安く仕入れ、ウェブサイトに出品して販売した差益で、月に10万円稼ぐ人もいる。仕入れと販売が同時にできるツールがある。無在庫ビジネスだ。」と勧誘され、転売ツールとその方法が書かれた書面のセットで50万円必要だと言われた。儲かるならと思い、クレジットカードで決済した。商品が電子データで届いたが、起動しなかった。不審に思うのでクーリング・オフしたい。

(助言) 契約書面を確認したところクーリング・オフの記載はなかったが、ホテルの一室で契約しているため、特定商取引法の訪問販売に該当する。契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフできる旨説明し、通知方法を案内した。また、カード会社にも事情を伝え、クーリング・オフを通知することとした。

→後日、決済代行業者からカード会社に対し全額キャンセルするとの申し出があった旨、相談者から連絡があった。今後は安易な儲け話に気を付けるよう伝えた。

SNSで誘われ、アフィリエイト事業に登録した。解約・返金希望。(20代 女性)

インターネットで「儲かる」と検索したところ、「スマートフォンで誰でも儲かる。SNSに登録したら儲かる方法を教える。」とあったので登録した。その後に参加したセミナーで、アフィリエイト事業の会員になり、他の人を勧誘して会員を増やせば、何もしなくてもお金が入ってくる。誰でも簡単に稼げる。会員になるためには20万円が必要だ。2年後に報酬が入会金を超えていない場合は差額が返金されるから損することはない。」と勧誘され、申し込んだ。入会金はクレジットカードで決済した。後になって、2年後の返金にはいくつかの条件があることが分かった。儲からないと思うので解約・返金を希望。

(助言) 返金の条件についての説明がなかったので、不利益事実の不告知があるなど消費者契約法における取消しを主張できる可能性がある。退会したい旨をすぐに業者にメールするとともに、カード会社に対し割賦販売法による支払停止の抗弁書と、業者へのメールと同じ内容の書面を通知する方法があることを伝え、書面の書き方を助言した。

→後日、業者から解約を受け付けること、カードはキャンセル処理することについてメールがあった旨、相談者から連絡があった。

アドバイス

●次のことに注意しましょう。

- ・「誰でも簡単に稼げる。」などという、うまい話は信じないことが第一です。
- ・サイドビジネスを始めるに当たって、登録料や情報商材などで高額な費用を求められたときは注意が必要です。
- ・「必ず儲かる。」「かかった費用はすぐに回収できる。」などというセールストークを鵜呑みにしないようにしましょう。
- ・このような場合は、契約する前に、消費生活相談窓口へ御相談ください。

●早めに相談しましょう。

- ・サイドビジネスの契約に関するトラブルに遭ったり、不審に感じたりした場合は、最寄りの消費生活相談窓口へ早めに相談しましょう。



コンビニ収納代行を悪用した手口に注意！



～ 架空請求の新しい手口によるトラブルが増加しています～

「有料サイトの利用料金が未納。支払わないと法的手続きを取る。」といった電話やメールが突然届いたことはありませんか。また、「インターネットで動画を見ようとしたらいきなり登録済と表示され、料金を請求された。」といった相談が数多く寄せられています。

このような架空請求では、消費者にプリペイドカードを購入させ、そのカード番号を業者に伝えさせる事例が多くありますが、最近では、**業者が消費者に「支払番号」を伝え、コンビニの店頭でその番号を使って料金を支払わせる手口が増加しています。**

<アドバイス>

- ・根拠のない請求は無視し、相手には決して連絡しないようにしましょう。
- ・業者に支払番号を指示されても決して支払わないようにしましょう。

⇒ おかしいなと思ったときは、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。



消費生活相談窓口の御案内



消費生活上のトラブルなどでお困りの際には、お早目に愛知県消費生活総合センター及び最寄りの消費生活相談室又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。

愛知県の消費生活センター			
相談窓口名称	電話番号	相談受付時間	
		消費生活相談窓口	多重債務法律相談(予約制)
愛知県消費生活総合センター	(052)962-0999	月～金 9:00～16:30 土・日 9:00～16:00	火・木 13:00～16:00
尾張消費生活相談室	(0586)71-0999	月～金 9:00～16:30	第2水 13:00～16:00
海部消費生活相談室	(0567)24-9998	月～金 9:00～16:30	—
知多消費生活相談室	(0569)23-3300	月～金 9:00～16:30	—
西三河消費生活相談室	(0564)27-0999	月～金 9:00～16:30	第1・3火 13:00～16:00

※平成28年4月1日から東三河広域連合が消費生活相談業務を開始することに伴い、東三河消費生活相談室及び新城設楽消費生活相談室の消費生活相談業務については、平成28年3月末日をもって終了しました。

市町村の消費生活センター(原則、それぞれの市町村内にお住まいの方を対象としています。)			
		※H28.10.18現在	
相談窓口名称	電話番号	相談窓口名称	電話番号
○東三河消費生活総合センター	(0532)51-2305	○知多半田消費生活センター (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町)	(0569)32-2444
・東三河消費生活豊川センター	(0533)89-2238	○春日井市消費生活センター (市民活動推進課)	(0568)85-6616
・東三河消費生活蒲郡センター	(0533)66-1204	○豊田消費生活センター	(0565)33-0999
・東三河消費生活田原センター	(0531)23-3818	○安城市消費生活センター	(0566)71-2235
・東三河消費生活新城センター	(0536)23-6260	○西尾市消費生活センター	(0563)65-2161
○名古屋市消費生活センター	(052)222-9671	○犬山市消費生活センター	(0568)61-1800
○岡崎市消費生活センター	(0564)23-6459	○小牧市消費生活センター	(0568)76-1119
○一宮市消費生活相談窓口	(0586)71-2185	○大府市消費生活センター	(0562)45-4538
○瀬戸市消費生活センター	(0561)88-2679	○尾張旭市消費生活センター	(0561)53-2111

消費者ホットライン(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)
188 いやや(嫌や!)